

神戸市北区地域活動再開支援補助金応募要領

1. 補助対象者

ふれあいのまちづくり協議会、特定非営利活動法人、ボランティア団体（区社協登録団体）等

2. 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、集会型の活動が制限を受ける中で、地域活動を実施する際に新たな手段や対策を取り入れて実施する活動や、インターネット環境を整えることで実施するリモートによる地域活動の実践に取り組む活動など

(例)

「新たな生活様式」に即した居場所づくり事業、生活支援活動（ICTを活用した事業等）
（事業費のうち、コロナ感染症予防のための対策経費等を対象とする）

3. 補助金額

上限5万円（消費税等を含む）とし、以下の計算

補助金額＝事業対象経費 総額 × 1 / 2

※ただし、補助金額の上限は 補助対象経費の範囲内

4. 補助対象経費

報償費（謝礼）、旅費、消耗品、備品購入、印刷製本費、通信運搬費、広報費用、活動実施に必要なとされる経費（スタッフの飲食経費は対象外）

※詳しくは神戸市北区地域活動再開支援補助金要綱や別表「補助対象となる経費に関する基準」をご覧ください。

5. 事業期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

6. 募集期間

令和3年4月1日～令和4年2月28日

※ただし、予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

7. 応募方法

補助金請求書に必要書類（以下①～⑦）を添付の上、担当窓口募集期間中に提出

①交付申請書

②事業計画書

③収支予算書

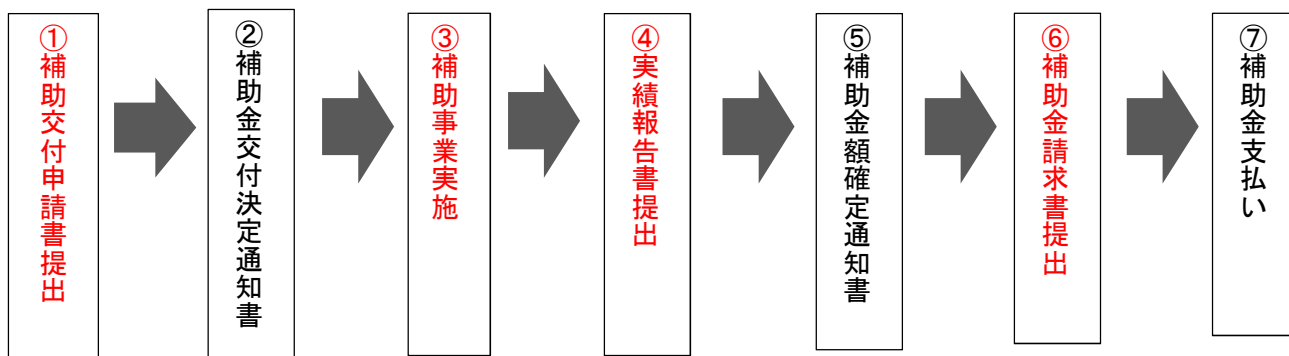
④団体概要（沿革等）

⑤団体規約・定款等

⑥事業報告書、決算書（前年度） ※作成していない場合は、活動実績が確認できるもの

⑦組織役員一覧

【補助金申請・支払い手続きの流れ】



【補助事業の要件】

- ・ 応募申請団体主催の社会福祉活動事業である
- ・ 神戸市北区内における活動である
- ・ 政治活動・宗教活動・営利活動に関する事業ではない
- ・ 補助金の交付申請を行った年度の終了までに事業完了の見込みである

【対象事業経費】

- ・ インターネット環境の整備などの備品・消耗品購入、通信費等
- ・ 事業実施に必要となる交通・運搬経費（旅費）、燃料費
- ・ 事業再開に伴い新たに作成するチラシ・広報物印刷製本及び広告料等経費
- ・ インターネット講習会開催施設借りに係る使用料及び賃借料
- ・ コロナ対策を実施するために必要となる報償費（例：インターネット講習会の講師謝礼）及び消耗品費等（例：会場に設置するアクリル板・消毒薬）

※飲食経費は対象外とする。

※また、神戸市・県その他の団体から補助金を受け取っている事業は対象外とする。

【補助対象期間】

- ・ 令和3年4月1日以降に開始した事業であれば、交付日以前の開始事業であっても対象とする。

【担当窓口】

神戸市北区役所総務部まちづくり課 地域福祉担当

電話：593-1111 メール：kobe-kita-chifuku@office.city.kobe.lg.jp

神戸市北区地域活動再開支援補助金 利用の手引き

新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式に即した
活動を始めた地域団体の取り組みを応援します。



北区マスコットキャラクター「キタルさん」

申請受付：令和3年4月1日～令和4年2月28日

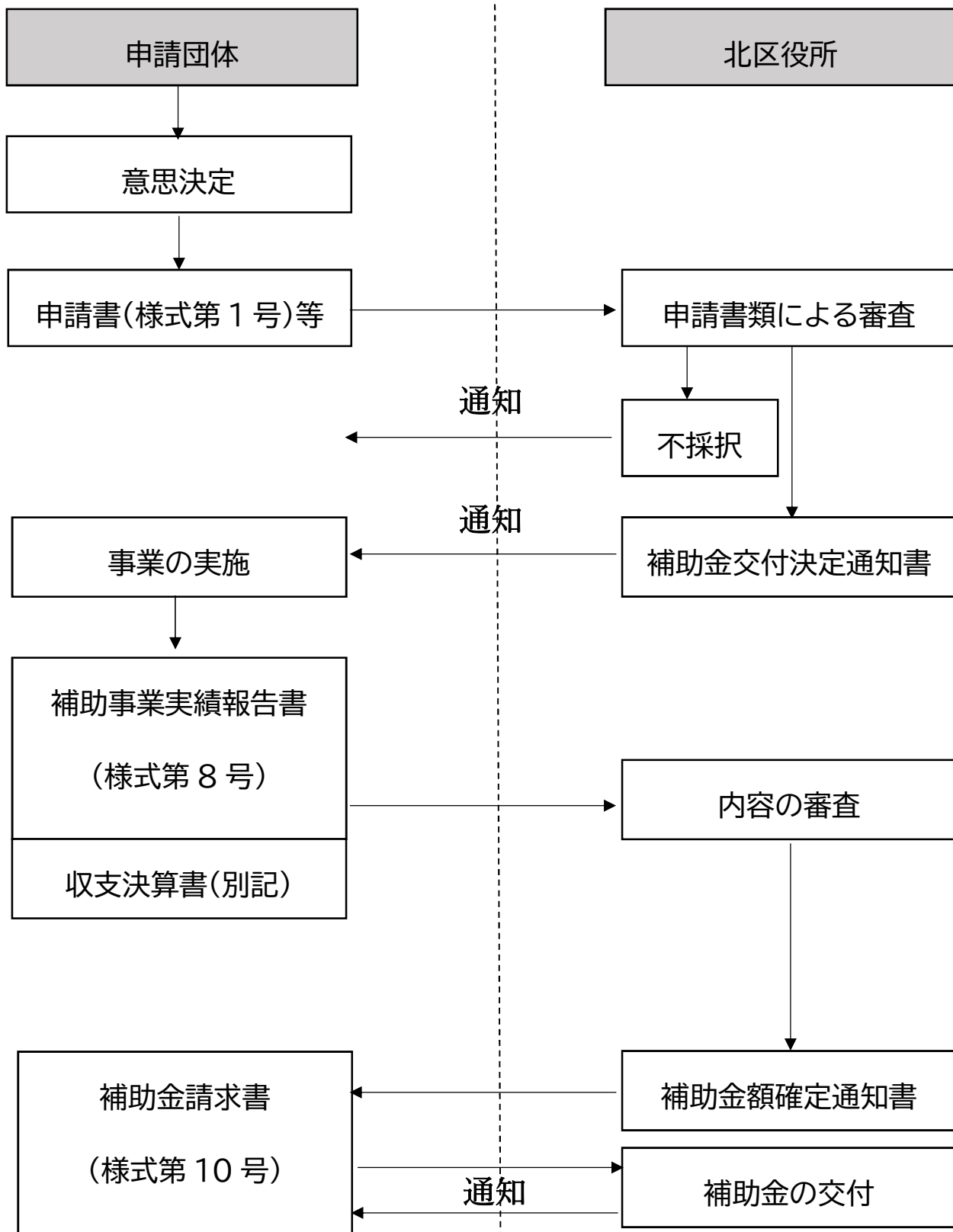
対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

北区役所

～目 次～

- 補助金制度の全体の流れ…………… Page. 1
- 対象となる団体・事業について…………… Page. 2
- 補助対象となる経費に関する基準…………… Page. 3
- 対象とならない経費について…………… Page. 4
- よくあるQ&A…………… Page. 4・5
- 申請受付・提出場所…………… Page. 5
- 提出書類一覧…………… Page. 6

【補助金制度全体の流れ】



【対象団体】

北区ふれあいのまちづくり協議会、特定非営利活動法人、ボランティア団体(北区社会福祉協議会登録団体のみ)

※ただし神戸市北区に活動拠点を有する団体に限ります

【対象事業】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、集会型の活動が制限を受ける中で、地域活動を実施する際に新たな手段や対策を取り入れて実施する活動や、インターネット環境を整えることで実施するリモートによる地域活動の実践に取り組む活動などが対象です。

(例)

- インターネット環境の整備などの備品・消耗品購入、通信費等
- 事業に必要な交通・運搬経費(旅費)、燃料費
- 新たに作成するチラシ・広報物印刷製本及び広告料等経費
- インターネット講習会開催施設借り上げに係る使用料及び賃借料
- 事業に必要な報償費(例:インターネット講習会の講師謝礼)及び消耗品費等(例:会場に設置するアクリル板・消毒薬)

※詳しくは下記の(別表)補助対象となる経費に関する基準をご覧ください。

※補助事業にあたるかご不明な場合は、北区まちづくり課までご連絡ください。

(別表)

補助対象となる経費に関する基準

補助対象経費は、その費用の項目別に下記のとおりとする。

項目	補助対象となる経費	留意事項
報償費、謝礼	補助事業実施に係る、外部講師、ボランティア等への謝金等	団体側のスタッフの人件費等は対象外。 また、金額は社会通念上妥当と認められる範囲の額
旅費	補助事業実施に必要な移動に係る交通費、ガソリン代、宿泊費(食費除く)	
需用費(購入金額 2 万円未満のもの)	補助事業に必要な物品、資材、消耗品(マスク、消毒液、空気清浄機、飛沫防止用スクリーン、アクリル板等の感染予防物品、オンラインに必要な Wi-Fi・モバイル Wi-Fi ルーター、タブレット端末等)の購入費、印刷製本費	団体の経常的な運営に係る消耗品で、支援活動に要したものと判断が困難なものや、個人所有となるような物品購入経費は不可。
通信運搬費	書類・広報紙(チラシ)の郵送代等	個人名義の携帯電話等に関する通信費、支援活動に要したものと判断が困難なものは不可。
委託料	補助事業のうち外部委託にかかる委託料	補助事業の原則 50%を超える委託は不可。
使用料、賃借料	補助事業に必要な機器リース料、会場使用料、テレワークを可能とする IT ツール導入費等	
備品購入費(購入金額 2 万円以上)	補助事業に必要な機材、オンラインに必要なタブレット等	定められた期間内に財産処分(売却や譲渡等)を行う場合は、あらかじめ区長の承認が必要。また財産処分等により得た収入は、返還すること。
その他	その他、支援活動にかかるもので、区長が認めたもの	通常、団体の運営及び維持のために要する経常経費、補助事業の実施に直接必要とは認められない団体の活動経費にかかるものは不可。

<対象とならない事業>

- ① 対象期間外の事業
- ② 単なる物品の購入など、新型コロナウイルス感染症対策に関係のないもの
- ③ 神戸市北区で活動していない事業
- ④ 営利を主目的とした活動、宗教活動、政治的活動、法令に違反する事業
- ⑤ 公序良俗に反する事業
- ⑥ その他補助にふさわしくない事業

<よくある Q&A>

Q:誰でも申請できますか？

A:神戸市北区を活動拠点とした北区ふれあいのまちづくり協議会、特定非営利活動法人、ボランティア団体(北区社会福祉協議会登録団体のみ)であれば申請いただけます。ただし個人ではお申し込みいただくことはできません。

Q:事業が終了し、数か月が経過していますが、対象になりますか？

A:補助対象期間を令和3年4月1日～令和4年3月31日としていますので、その期間内に行われた事業は対象になります。

Q:飲食に係る経費は対象になりますか？

A:対象外になります。

Q:神戸市や県・その他の団体から事業に対し、補助金を受け取っている場合、補助金を併用することはできますか？

A:併用はできません。

Q:補助金はいつ交付されますか？

A:事業終了後に提出される補助事業実績報告書に基づいて交付しますので、事業が終了してからの交付になります。事業が終了された団体には報告書等の様式をお渡ししますので、区役所までご連絡ください。

【申請受付】

郵送もしくは北区役所7階まちづくり課窓口

※事前に事業内容について電話もしくはEメールでご相談ください。

TEL:078-593-1111(代)

Eメール:kobe-kita-chifuku@office.city.kobe.lg.jp

■ 受付期間

令和3年4月1日～令和4年2月28日

※ただし、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

■ 提出場所

神戸市北区役所まちづくり課地域福祉担当

〒651-1195 神戸市北区鈴蘭台北町1-9-1

【提出書類一覧】 ★様式はホームページにも掲載しています

※指定様式が無い書類は任意様式とします

申請のとき

- ① (様式第 1 号)補助金交付申請書
- ② (様式第 1 号別記)収支予算書
- ③ 事業計画書
- ④ 団体概要書
- ⑤ 団体の定款または規約
- ⑥ 直近一年の事業報告書・決算書

※作成していない場合は、活動実績が確認できるもの (例)活動中の写真や
チラシ等

- ⑦ 組織役員等一覧表

事業報告のとき

- ① (様式第 8 号)補助事業実績報告書
- ② (様式第 8 号別記)収支決算書
- ③ 事業の実施状況がわかるもの(チラシや写真等)
- ④ 領収書

補助金請求のとき

- ① (様式第 10 号)補助金請求書